

申 請

平成24年4月9日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦 殿

茨城県知事  
橋 本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成23年10月18日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。  
大子町において産出された茶(春番茶以降)
- 2 解除を申請する理由  
別紙参照

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

大子町で産出される春番茶以降の茶

### 2 現在までの検査結果

	品 目	地点(※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム(Bq/kg)
大 子 町	一番茶(生葉)	大子町①	H23 5/14	570
	一番茶(生葉)	大子町	H23 5/20	330
	一番茶(生葉)	大子町	H23 5/26	270
	一番茶(生葉)	大子町	H23 6/ 1	250
	春番茶(飲用茶)	大子町①	H24 3/23	<1.5
		大子町②		<1.2
		大子町③		0.79

(※)

#### 検査地点の選定方法

本県の北部に位置する大子町は、中山間地域に位置づけられ、ほ場が狭隘かつ傾斜が比較的多い地形となっている。

また、町は、10の旧市町村からなるが、茶の栽培は、このうち旧佐原村に属する初原地区と左貫地区、旧黒沢村の中郷地区で多く栽培されており、今回のほ場はこの3地区から地域的な広がりや生葉の自主検査で放射性セシウム濃度が高く出た地点を考慮し、1カ所ずつ選定したほ場である。

### 3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、大子町内3カ所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

### 4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である大子町における茶の流通は、自らの茶園及び近隣農家が生産した茶葉を町内37工場で加工、そして販売する、いわゆる「自製、自販」の形態が主である。

これまでに、23年産茶については茶葉をすべて処分するとともに、24年産にむけては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈りや中切り等を実施するとともに、各工場に対し、入荷先の記録に加え、出荷先の記録の保存を求め、販売先等の捕捉を可能としてきた。

また、大子町においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

また、すでに、昨年の10月18日に出荷制限が解除された古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町の5市町及び今回解除申請する大子町の計6市町を除く茨城県下38市町村で産出された茶については、引き続き、流通させないよう、当該市町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施する。

さらに、当該6市町から生産された荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

- 5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
- 基準値を超える結果が出た場合には、当該市町の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。



# 茨城県における茶の出荷制限の解除申請状況



- 出荷制限指示地域                      さしま茶を生産する5市町を除く39市町村
- 今回解除を申請する地域

(ha,戸)

市町村名	栽培面積	農家戸数
大子町	171	160

・栽培面積 : H18農林水産統計年報より  
 ・農家戸数 : 2010農林業センサスより